| 確　認　事　項 | チ　ェ　ッ　ク　ポ　イ　ン　ト | 根　拠　法　令  （県条例・規則等） | 確認書類等(参考) | 点検結果 | 参考（省令等） |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 第１　基本方針 | (1) 利用者の意向、適性、障害の特性等を踏まえた個別支援計画を作成し、これに基づき利用者に対してサービスを提供するとともにその効果について継続的な評価を実施すること等により適性かつ効果的に指定生活援助を提供しているか。 | 条例第4条第1項 | ・概況説明  ・定款、寄付行為等  ・運営規定  ・パンフレット等 | 適・否 | 省令第3条第1項 |
| (2) 利用者の意志及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った指定生活援助の提供に努めているか。 | 条例第4条第2項 |  | 適・否 | 省令第3条第2項 |
| (3) 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため責任者を設置する等必要な体制の整備を行うともに、**管理者及び**従業者に対して研修を実施する等の措置を講ずるよう努めているか。 | 条例第4条第3項 | ・虐待防止のための委員会、防止ツール（マニュアル、チェックリスト等） | 適・否 | 省令第3条第3項 |
| (4) 外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅サービスを提供することで、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の心身その他の状況及び置かれている環境に応じて、共同生活住居において、相談、**入浴、排せつ又は食事の介護**その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものとなっているか。 | 条例第170条の12 |  | 適・否 | 省令第213条の13 |
| 第２　人員に関する基準  １　共同生活援助事業所の従業者の員数 | 事業所ごとに置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。 | 条例第170条の13第1，3項  規則第138条の8第1項 | ・職員勤務表  ・常勤、非常勤職員数が分かる職員名簿 | 適・否 | 省令第213条の14第1項 |
| （１）世話人 | 事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上    世話人：　　　　　　名 | 条例第170条の13第1項第1号  規則第138条の8第2項1号 |  | 適・否 | 省令第213条の14第1項第1号 |
| （２）サービス管理責任者 | 事業所ごとにア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数  ア　利用者の数が30以下　１以上  イ　利用者の数が31以上　１に利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上 | 条例第170条の13第1項第2号  規則第138条の8第2項2号イ、ロ | ・相談支援従事者研修修了証明書  ・サービス管理責任者研修修了証明書 | 適・否 | 省令第213条の14第1項第2号イ、ロ |
| 【解釈】サービス管理責任者については、常勤換算方法により、必要な員数の配置が求められるものではないが、サービス管理責任者としての業務を適切に遂行する観点から、必要な勤務時間が確保されている必要があること。  兼務  サービス管理責任者については、当該事業所に置かれる世話人又は生活支援員のいずれかの職務と兼務して差し支えない。ただし、当該事業所における入居定員が 20 人以上である場合については、できる限り専従のサービス管理責任者を確保するよう努めるものとすること。 |
| （３）利用者の算定 | (1)及び（2）の利用者数は、前年度の平均値となっているか。  　ただし、新規に指定を受ける場合は、適切な推定値となっているか。 | 規則第138条の8第3項 | ・利用者名簿 | 適・否 | 省令第213条の14第2項 |
| （４）職務の専従 | (1)及び（2）の従業者は、専ら指定共同生活援助事業所の職務に従事する者であるか。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。 | 条例第170条の13第2項 |  | 適・否 | 省令第213条の14第3項 |
| 【解釈】ただし、当該事業所における入居定員が 20 人以上である場合については、できる限り専従のサービス管理責任者を確保するよう努めるものとすること。 |
| （５）管理者 | ① 事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。（ただし 事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない） | 条例第170条の14（第167条第1項準用） | ・職員勤務表 | 適・否 | 省令第213条の15（第209条第1項準用） |
| ② 管理者は、適切な指定共同生活援助を提供するために必要な知識及び経験を有する者となっているか。 | 条例第170条の14（第167条第2項準用） | 適・否 | 省令第213条の15（第209条第2項準用） |
| 第３　設備に関する基準  １　事業所の設備 | (1) 共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域のあり、かつ、入所により日中及び夜間を通して障害福祉サービスを提供する施設（入所施設）又は病院の敷地外にあるようになっているか。 | 条例第170条の15（第168条第1項準用） | ・事業所の平面図  ・設備・備品台帳  ・机、椅子、電話、手指洗浄設備等  ・レンタル契約書 | 適・否 | 省令第213条の16（第210条第1項準用） |
| (2) 事業所は、１以上の共同生活住居（サテライト型住居を除く）を有するものとし、当該共同生活住居の入居定員の合計は４人以上となっているか。 | 条例第170条の15（第168条第2項準用） | 適・否 | 省令第213条の16（第210条第2項準用） |
| (3) 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものとなっているか。 | 条例第170条の15（第168条第3項準用） |  | 適・否 | 省令第213条の16（第210条第3項準用） |
| (4) 共同生活住居は、その入居定員を２人以上１０人以下としているか。（ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員を２人以上２０人（知事が特に必要があると認めるときは３０人）以下としているか。） | 条例第170条の15（第168条第4項準用） |  | 適・否 | 省令第213条の16（第210条第4項準用） |
| (5) 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であって、知事が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を２人以上３０人以下（ただし、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同数を上限）となっているか。 | 条例第170条の15（第168条第5項準用） | 適・否 | 省令第213条の16（第210条第5項準用） |
| (6) 共同生活住居は、１以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けているか。 | 条例第170条の15（第168条第6項準用） |  | 適・否 | 省令第213条の16（第210条第6項準用） |
| (7) ユニットの入居定員は、２人以上１０人以下としているか。 | 条例第170条の15（第168条第7項準用） |  | 適・否 | 省令第213条の16（第210条第7項準用） |
| (8) ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる次の設備を設けているか。その基準は次のとおりとなっているか。  　　ア　１の居室の定員は１人。  ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、２人。  　　イ　１の居室の面積は、7.43㎡以上とする。 | 条例第170条の15(第168条第8項準用)  規則第138条の9（第134条第1項第1，2号準用） |  | 適・否 | 省令第213条の16（第210条第8項準用） |
| （経過措置）  (1) 平成18年10月1日において現に存する事業所において、共同生活援助を行う場合には、当該事業所の共同生活住居（基本的な設備が完成しているものを含み、平成18年10月1日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く）が満たすべき設備に関する基準については、第3の(6)及び(7)のの規定にかかわらず、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）」による改正前の「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令（平成18年厚生労働省令第58号）」第109条第2項及び第3項に定める基準によることができる。  (2) 平成18年10月1日において、現に存する精神障害者生活訓練施設、知的障害者通勤寮若しくは知的障害者福祉ホーム又は旧精神障害者福祉ホームにおいて行われる共同生活援助の事業について、第3の(1)から(5)の規定を適用する場合においては、法附則1条3号に揚げる規定の施行日の前日までの間、第3の(4)中「２人以上１０人以下」とあるのは「２人以上３０人以下」とし、第3の(5)のイの規定は当分の間適用しない。 | 条例附則第3  規則附則第2  県内施設無し | ・ユニットの入居定員  ・交流を図ることができる設備 |  |  |
|  | (9) サテライト型住居の設備の基準は、次に掲げるとおりとなっているか。  ① 入居定員を一人とすること。  ② 日常生活を営む上で必要な設備を設けること。  ③ 居室の面積は、規則で定める面積以上とすること。  　　　（面積：収納設備等を除き、7.43㎡以上） | 条例第170条の15（第168条第9項第1～3号準用）  規則第139条（第134条第2項準用） |  | 適・否 | 省令第213条の16（第210条第9項準用） |
| 第４　運営に関する基準  １内容及び手続の説明および同意 | (1)利用者等が共同生活援助等の利用申込みを行った場合は、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第23条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者の障害福祉サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、共同生活援助等の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。 | 条例第170条の16第1項 |  | 適・否 | 省令第213条の17第1項 |
|  | (2) 社会福祉法第77条の規定に基づき利用契約の成立時の書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。 | 条例第170条の16第2項 |  | 適・否 | 省令第213条の17第2項 |
| ２　提供拒否の禁止 | 正当な理由がなく共同生活援助等の提供を拒んでいないか。  （特に、障害の程度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。） | 条例第170条の20（第11条準用） | ・利用申し込み受付簿  ・障害の程度の分かる資料 | 適・否 | 省令第213条の22（第11条準用） |
| ３　連絡調整に対する協力 | 共同生活援助等の利用について、市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整にできる限り協力するよう努めているか。 | 規則第138条の13（第11条準用） | ・調整、斡旋等の記録が分かる資料 | 適・否 | 省令第213条の22（第12条準用） |
| ４　受給資格の確認 | 共同生活援助等の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確かめているか。 | 規則第138条の13（第13条準用） | ・受給者証（写） | 適・否 | 省令第213条の22（第14条準用） |
| ５　介護給付費の支給の申請に係る援助 | (1) 共同生活援助等に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 | 規則第138条の13（第14条第1項準用） | ・利用者に関する記録 | 適・否 | 省令第213条の22（第15条第1項準用） |
| (2) 共同生活援助等に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。 | 規則第138条の13（第14条第2項準用） | 適・否 | 省令第213条の22（第15条第2項準用） |
| ６　心身の状況等の把握 | 共同生活援助等の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。 | 規則第138条の13（第15条準用） | ・アセスメントシート | 適・否 | 省令第213条の22（第16条準用） |
| ７　指定障害福祉サービス事業所等との連携等 | (1) 共同生活援助等を提供するに当たっては、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 | 規則第138条の13（第16条第1項準用） | ・地域等との連携記録等  ・情報提供の記録  ・指導の記録 | 適・否 | 省令第213条の22（第17条第1項準用） |
| (2) 共同生活援助等の提供の終了に際しては、利用者又は当該利用者の家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか | 規則第138条の13（第16条第2項準用） | 適・否 | 省令第213条の22（第17条第2項準用） |
| ８　サービスの提供の記録 | (1) 共同生活援助を提供した際は、指定共同生活援助の提供日、内容、その他必要な事項を記録しているか。 | 条例第170条の20（第43条第1項準用） | ・サービス提供記録等 | 適・否 | 省令第213条の22（第53条の2第1項準用） |
| (2) (1)による記録に際しては、利用者から共同生活援助を提供したことについて確認を受けているか。 | 条例第170条の20（第43条第2項準用） |  | 適・否 | 省令第213条の22（第53条の2第2項準用） |
| ８－２　受託共同生活援助サービスの提供 | (1)外部サービス利用型共同生活援助事業者は、共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護援助サービス事業者により、適切かつ円滑に受託居宅介護援助サービスが提供されるよう、必要な措置を講じているか。 | 条例第170条の17第1項 | ・サービス提供の記録 | 適・否 | 省令第213条の18第1項 |
| (2)受託居宅介護援助サービス事業者が受託居宅介護援助サービスを提供した場合には、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させているか。 | 条例第170条の17第1項 | ・報告の記録 | 適・否 | 省令第213条の18第2項 |
| ９　入退去 | (1) 共同生活援助は、共同生活住居への入居を必要とする利用者（入院治療を要する者を除く）に提供しているか。 | 規則第138条の13（第135条の2第1項準用） | ・入退去の記録 | 適・否 | 省令第213条の22（第210条の2第1項準用） |
| (2) 利用申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めているか。 | 規則第138条の13（第135条の2第2項準用） |  | 適・否 | 省令第213条の22（第210条の2第2項準用） |
| (3) 利用者の退居の場合には、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行っているか。 | 規則第138条の13（第135条の2第3項準用） | 適・否 | 省令第213条の22（第210条の2第3項準用） |
| (4) 利用者の退居に場合には、利用者に対し、適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 | 規則第138条の13（第135条の2第4項準用） | 適・否 | 省令第213条の22（第210条の2第4項準用） |
| １０　入退去の記録の記載等 | (1) 入居又は退居に際しては、当該事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項（受給者証記載事項）を、利用者の受給者証に記載しているか。 | 規則第170条の20（第168条の2第1項） | ・受給者証（写）  ・契約内容報告書 | 適・否 | 省令第213条の22（第210条の3第1項準用） |
|  | (2) 受給者証記載事項その他必要な事項を遅滞なく市町村に対し報告しているか。 | 規則第170条の20（第168条の2第2項） |  | 適・否 | 省令第213条の22（第210条の3第2項準用） |
| １１　利用者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等 | (1) 共同生活援助を提供する利用者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該利用者等に支払を求めることが適当であるものに限られているか。 | 条例第170条の20（第13条第1項準用） | ・重要事項説明書  ・サービス提供票  ・運営規定 | 適・否 | 省令第213条の22（第20条第1項準用） |
| (2) (1)により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに利用者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、利用者に説明を行い、その同意を得ているか。  ※「12利用者負担額等の受領」(1)～(3)に掲げる支払については、この限りではない。 | 条例第170条の20（第13条第2項準用） | ・同意書  ・領収書控 | 適・否 | 省令第213条の22（第20条第2項準用） |
| １２　利用者負担額の受領 | (1) 共同生活援助を提供した際は、利用者から共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けているか。 | 条例第170条の20（第168条の3第1項） |  | 適・否 | 省令第213条の22（第210条の4第1項準用） |
| (2) 法定代理受領を行わない共同生活援助を提供した際は、利用者から当該共同生活援助に係る指定障害者福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。 | 条例第170条の20（第168条の3第2項） |  | 適・否 | 省令第213条の22（第210条の4第2項準用） |
| (3) (1)及び(2)の支払を受けるほか、共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、利用者から受けることができる次の各号の費用の支払を受けているか。  ① 食材料費  ② 家賃  ③ 光熱水費  ④ 日用品費  ⑤ ①から④のほか、共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの。 | 条例第170条の20（第168条の3第3項）  規則第138条の13（第134条の2第1～5号準用） |  | 適・否 | 省令第213条の22（第210条の4第3項第1～5号準用） |
| (4) (1)～(3)の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った利用者に対し交付しているか。 | 条例第170条の20（第168条の3第4項） |  | 適・否 | 省令第213条の22（第210条の4第4項準用） |
| (5) (3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。 | 条例第170条の20（第168条の3第5項） |  | 適・否 | 省令第213条の22（第210条の4第5項準用） |
| １３　利用者負担額に係る管理 | (1) 利用者（宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る）が同一の月に当該事業者が提供する宿泊型自立訓練及び他の障害福祉サービス等を受けた場合には、当該宿泊型自立訓練及び他の障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しているか。  　この場合において、当該事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該利用者及び当該他の事業者等に通知しているか。 | 条例第170条の20（第131条の2第1項準用） | ・説明文書  ・請求書  ・領収書  ・利用者負担上限額管理結果票 | 適・否 | 省令第213条の22（第170条の2第1項準用） |
| (2) 利用者（宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く）の依頼を受けて、当該利用者が同一の月に当該事業者が提供する自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く）及び他の指定障害福祉サービス等を受けた場合には、当該自立訓練（生活訓練）及び他の障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しているか。  　この場合において、当該事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該利用者及び当該他の事業者等に通知しているか。 | 条例第170条の20（第131条の2第2項準用） |  | 適・否 | 省令第213条の22（第170条の2第2項準用） |
| ※共同生活援助及び外部サービス利用型共同生活援助：上記（1）中、「宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る」とあるのは、「入居前の体験的な共同生活援助を受けている者を除く」と読み替える。また、（2）中、「宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く」とあるのは「入居前の体験的な共同生活援助を受けている者に限る」と読み替える。 |
| １４　介護給付費等に係る通知等 | (1) 法定代理受領により市町村から居宅介護に係る介護給付費の支給を受けた場合は、利用者等に対し、当該利用者等に係る介護給付費の額を通知しているか。 | 条例第170条の20（第16条第1項準用） | ・通知文書控  ・サービス提供証明書控 | 適・否 | 省令第213条の22（第23条第1項準用） |
| (2) 法定代理受領を行わない居宅介護等に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した居宅介護等の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者等に対して交付しているか。 | 条例第170条の20（第16条第2項準用） | 適・否 | 省令第213条の22（第23条第2項準用） |
| １５　基本取扱方針 | (1) 共同生活援助計画に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身心の状況及びその置かれている環境に応じて、当該利用者の支援を適切に行うとともに、共同生活援助の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。 | 条例第170条の20（第168条の4第1項準用） | ・共同生活援助計画書  ・サービス提供記録 | 適・否 | 省令第213条の22（第210条の5第1項準用） |
| (2)体験利用者に対して、共同生活援助計画に基づき、継続した利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしているか。 | 条例第170条の20（第168条の4第2項準用） | ・入居体験者の記録等 | 適・否 | 省令第213条の22（第210条の5第2項準用） |
| (3) 従業者は、共同生活援助の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又は当該利用者の家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか | 条例第170条の20（第168条の4第3項準用） | ・共同生活援助計画書の説明および同意の記録等 | 適・否 | 省令第213条の22（第210条の5第3項準用） |
| (4) 提供する共同生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 | 条例第170条の20（第168条の4第4項準用） | ・第三者評価、自己内部点検記録等  ・苦情に関する記録 | 適・否 | 省令第213条の22（第210条の5第4項準用） |
| １６　計画等の作成等  （一部変更） | (1) 管理者は、サービス管理責任者に療養介護計画の作成に関する業務を担当させているか。 | 条例第170条の20（第48条第1項準用） | ・個別支援計画 | 適・否 | 省令第213条の22（第58条第1項準用） |
| (2) サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、アセスメントを行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討しているか。 | 規則第138条の13（第30条第2項準用） | ・アセスメント記録等  ・利用者の能力、環境等を評価した書類 | 適・否 | 省令第213条の22（第58条第2項準用） |
| (3) アセスメントに当たっては、利用者に面接して行っているか。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。 | 規則第138条の13（第30条第3項準用） | ・面接記録等  ・説明文書  ・同意に関する文書 | 適・否 | 省令第213条の22（第58条第3項準用） |
| (4) サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及び当該利用者の家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、療養介護の目標及びその達成時期、指定療養介護を提供するうえでの留意事項等を記載した療養介護計画の原案を作成しているか。  　この場合には、当該事業所が提供する療養介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等の連携も含めて計画の原案に位置づけるよう努めているか。 | 規則第138条の13（第30条第4項準用） | ・支援計画の原案 | 適・否 | 省令第213条の22（第58条第4項準用） |
| (5) サービス管理責任者は、共同生活援助計画の作成に係る会議（利用者に対する共同生活援助の提供に当たる担当者等を召集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）会議を開催し、当該計画の原案の内容について、意見を求めているか。 | 規則第138条の13（第30条第5項準用） | ・協議の記録（サービス担当者会議録） | 適・否 | 省令第213条の22（第58条第5項準用） |
|  | (6) サービス管理責任者は、療養介護計画の原案の内容について利用者又は当該利用者の家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。 | 規則第138条の13（第30条第6項準用） | ・説明文書 | 適・否 | 省令第213条の22（第58条第6項準用） |
|  | (7) サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付しているか。 | 規則第138条の13（第30条第7項準用） | ・交付した記録 | 適・否 | 省令第213条の22（第58条第7項準用） |
|  | (8) サービス管理責任者は、療養介護計画の作成後、モニタリングを行い、少なくとも6月に１回以上計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行っているか。 | 規則第138条の13（第30条第8項準用） | ・モニタリングの記録等 | 適・否 | 省令第213条の22（第58条第8項準用） |
| (9) サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及び当該利用者の家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。  　①　定期的に利用者に面接すること  　② 定期的にモニタリングの結果を記録すること | 規則第138条の13（第30条第9項第1，2号準用） | ・個別面談記録等 | 適・否 | 省令第213条の22（第58条第9項第1，2号準用） |
| (10) 共同生活援助計画の変更についても、(2)から(7)までの規定を準用して行っているか。 | 規則第138条の13（第30条第10項準用） | ・重要事項説明書 | 適・否 | 省令第213条の22（第58条第10項準用） |
| １７　サービス管理責任者の責務 | サービス管理責任者は、共同生活援助計画の作成等のほか、次に掲げる業務を行っているか。  　①　利用申込者の利用に際し、その者に係る事業者等に対する照会等により、当該利用申込者の心身の状況、当該事業所以外における障害者福祉サービス等の利用状況等を把握すること。  ②　利用者の身心の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。  ③　利用者が自立した日常生活を営むことができるよう生活介護事業所等との連携調整を行うこと。  ④　他の従業者に対する技術的指導及び助言を行う。 | 条例第170条の20（第168条の5第1～4号準用） | ・利用者に関する記録  ・アセスメント表等  ・個別支援計画 | 適・否 | 省令第213条の22（第210条の6第1～4号準用） |
| １８　管理者の責務 | (1) 管理者は、従業者の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行っているか。 | 条例第170条の20（第52条第1項準用） | ・辞令  ・業務日誌 | 適・否 | 省令第213条の22 (第66条第1項準用) |
| (2) 管理者は、従業者に「運営に関する基準」に係る規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。 | 条例第170条の20（第52条第2項準用） | ・組織図  ・組織規程 | 適・否 | 省令第213条の22 (第66条第2項準用) |
| １９　相談及び援助 | 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は当該利用者の家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。 | 規則第138条の13（第35条準用） | ・サービス提供の記録 | 適・否 | 省令第213条の22（第60条準用） |
| ２０　介護及び家事等 | (1)介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、当該利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っているか。 | 規則第138条の13（第136条第1項準用） |  | 適・否 | 省令第213条の22（第211条第1項準用） |
| (2)調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うように努めているか。 | 規則第138条の13（第136条第2項準用） |  | 適・否 | 省令第213条の22（第211条第2項準用） |
|  | (3)外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、その利用者に対して、当該利用者の負担により、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護又は家事等（外部サービス利用型指定共同生活援助として提供される介護又は家事等を除く。）を受けさせていないか。 | 規則第138条の13（第136条第3項準用） |  | 適・否 | 省令第213条の22（第211条第3項準用） |
| ２１　社会生活上の便宜の供与等 | (1)利用者について、生活介護事業所等との連絡調整、余暇活動の支援に努めているか。 | 規則第138条の13(第136条の2第1項準用) | ・連絡調整等の記録 | 適・否 | 省令第213条の22（第211条の2第1項準用） |
| (2)利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行っているか。 | 規則第138条の13（第136条の2第2項準用） | ・同意書  ・適宜必要と認める資料 | 適・否 | 省令第213条の22（第211条の2第2項準用） |
|  | (3)常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。 | 規則第138条の13（第136条の2第3項準用） |  | 適・否 | 省令第213条の22（第211条の2第3項準用） |
| ２２　支援体制の確保 | 利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害者福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しているか。 | 規則第138条の13（第137条の2準用） |  | 適・否 | 省令第213条の22（第212条の2準用） |
| ２３　緊急時等の対応 | 管理者及び従業者は、居宅介護等の提供を行っている間に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに、医療機関への連絡その他の必要な措置を講じているか。 | 条例第170条の20（第20条準用） | ・運営規定  ・利用者に関する記録 | 適・否 | 省令第213条の22（第28条準用） |
| ２４　市町村への通知 | 生活介護を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。  ①　正当な理由なしに利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態を悪化させたと認められるとき。  ②　偽りその他不正な行為によって介護給付費又は特例介護給付費を受け、又は受けようとしたとき | 条例第170条の20（第69条1，2号準用） | ・市町村に送付した通知に係る記録 | 適・否 | 省令第213条の22（第88条第1,2号準用） |
| ２５　運営規定 | 事業所ごとに、利用定員その他規則で定める次の事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。  ①　事業の目的及び運営の方針  ②　従業者の職種、員数及び職務の内容  ③　入居定員  ④ 外部サービス利用型共同生活援助の内容及び利用者から受領する費用の種類及びその額  ⑤　受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業者の名称及び所在地  ⑥　入居に当たっての留意事項  ⑦　緊急時等における対応方法  ⑧　非常災害対策  ⑨　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類  ⑩　虐待の防止のための措置に関する事項  ⑪　その他運営に関する重要事項 | 条例第170条の18  規則第138条の10第1～ | ・運営規定 | 適・否 | 省令第213条の19第1～11号 |
| ２５―２　受託居宅介護サービス事業者への委託 | (1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が、受託居宅介護サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託居宅介護サービス事業所ごとに文書により行っているか。 | 条例第170条の19第1項 | ・契約の記録 | 適・否 | 省令第213条の20第1項 |
| (2) 受託居宅介護サービス事業者は、指定居宅介護事業者となっているか。 | 条例第170条の19第2項 | ・適宜必要と認められる資料 | 適・否 | 省令第213条の20第2項 |
| (3) 受託居宅介護サービス事業者が提供する受託居宅介護サービスの種類は指定居宅介護となっているか。 | 条例第170条の19第3項 | ・サービス提供の記録 | 適・否 | 省令第213条の20第3項 |
| (4) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、事業の開始に当たっては、あらかじめ、指定居宅介護事業者と、(1)に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結しているか。 | 条例第170条の19第4項 |  | 適・否 | 省令第213条の20第4項 |
| (5) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者に、業務について必要な管理及び指揮命令を行っているか。 | 条例第170条の19第5項 |  | 適・否 | 省令第213条の20第5項 |
| (6) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しているか。 | 条例第170条の19第6項 | ・確認、結果の記録 | 適・否 | 省令第213条の20第6項 |
| ２６　勤務体制の確保等 | (1) 利用者に対し、適切な共同生活援助を提供できるよう、事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めているか。 | 規則第138条の12第1項 | ・雇用契約書  ・勤務表  ・委託契約など  ・業務の実施状況が分かる記録 | 適・否 | 省令第213条の21第1項 |
| (2) (1)の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した共同生活援助の提供に配慮しているか。 | 規則第138条の12第2項 | 適・否 | 省令第213条の21第2項 |
| (3) 事業所ごとに、当該事業所の従業者によって、共同生活援助を提供しているか。（ただし、当該事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。） | 規則第138条の12第3項 | ・研修受講修了書 | 適・否 | 省令第213条の21第3項 |
| (4) 従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保しているか。 | 規則第138条の12第4項 |  | 適・否 | 省令第213条の21第4項 |
| (5) 適切なサービス提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 | 規則第138条の12第5項 | ・セクハラ・パワハラ等防止の方針等 | 適・否 | 省令第213条の21第5項 |
| ２７　定員の遵守 | 共同生活住居及びユニットの入居定員並びに規則で定める居室の定員を超えて入居させていないか。（非常災害、虐待、その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りでない。） | 条例第170条の20（第168条の7準用） | ・利用者名簿  ・運営規定  ・緊急性を判断するに際しての記録  ・業務日誌 | 適・否 | 省令第213条の22（第212条の3準用） |
| ２８　非常災害対策 | (1) 非常災害に対処するため消火器、非常口その他の必要な設備を設けるとともに、事業の実情に応じた非常災害の発生時の安全の確保のために必要な組織体制、行動手順、関係機関への通報及び連絡体制等を定めた具体的計画を作成し、並びに当該計画を定期的に管理者及び従業者に周知しているか。 | 条例第170条の20（第55条第1項準用） | ・非常災害時対応マニュアル等  ・消防計画  ・訓練記録  ・消防署の検査記録 | 適・否 | 省令第213条の22（第70条第1項準用） |
| (2) 非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。 | 条例第170条の20（第55条第2項準用） | 適・否 | 省令第213条の22（第70条第2項準用） |
| (3) (1)の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。 | 条例第170条の20（第55条第3項準用） | 適・否 | 省令第213条の22 (第70条第3項準用) |
| ２８－２　業務継続計画の策定  （新設）  ※R6.3.31までの努力義務とする経過措置あり。 | (1) 感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する当該サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 | 条例第170条の20（第24条の2第1項準用） | ・業務継続計画 | 適・否 | 省令第213条の22（第33条の2第1項準用） |
| (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。 | 条例第170条の20（第24条の2第2項準用） | ・研修及び訓練の記録 | 適・否 | 省令第213条の22（第33条の2第2項準用） |
| (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。 | 条例第170条の20（第24条の2第3項準用） | ・計画の見直しの記録 | 適・否 | 省令第213条の22（第33条の2第3項準用） |
| ２９　衛生管理等  （新設）  ※R6.3.31までの努力義務とする経過措置あり。 | (1) 利用者の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理に必要な機械器具等の管理を適正に行っているか。 | 条例第170条の20（第71条第1項準用） | ・健康診断記録  ・衛生マニュアル等  ・受水槽清掃記録等  ・機器点検記録  ・定期消毒記録等  ・食中毒防止等の  研修記録等 | 適・否 | 省令第213条の22（第90条第1項準用） |
| (2) 事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次に定める措置を講じているか。  ① 当該事業所における感染症の発生の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。  ② 当該事業所における感染症の発生の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。  ③ 当該事業所において、従業者に対し、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。 | 条例第170条の20（第71条第2項第1～3号準用） | ・委員会の議事録等  ・感染症の発生の予防及びまん延防止のための指針等  ・研修及び訓練記録等 | 適・否 | 省令第213条の22（第90条第2項第1～3号準用） |
| ３０　身体拘束等の禁止 | (1) サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体的拘束等）を行っていないか。 | 条例第170条の20（第25条の2第1項準用） | ・過去の状況が分かる書類等 | 適・否 | 省令第213条の22（第35条の2第1項準用） |
| (2) やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。 | 条例第170条の20（第25条の2第2項準用） | ・家族の同意書  ・サービス提供記録  ・やむを得ない理由の記録等 | 適・否 | 省令第213条の22（第35条の2第2項準用） |
| (3) 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。  ① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。  　② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。  　③ 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。 | 条例第170条の20（第25条の2第3項第1～3号準用） | ・委員会の議事録等 | 適・否 | 省令第213条の22（第35条の2第3項第1～3号準用） |
| ３１　協力医療機関 | (1) 利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。 | 規則第138条の13（第137条の3第1項準用） | ・医療機関との契約書等 | 適・否 | 省令第213条の22（第212条の4第1項準用） |
| (2) あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。 | 規則第138条の13（第137条の3第2項準用） | 適・否 | 省令第213条の22（第212条の4第2項準用） |
| ３２　掲示 | (1) 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関、その他の利用の申込みを行った者の生活介護の選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。 | 規則第138条の13（第52条第1項準用） | ・掲示場所確認 | 適・否 | 省令第213条の22（第92条第1項準用） |
| (2) ただし、(1)の事項を記載した書面を当該施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができる。 | 規則第138条の13（第52条第2項準用） |  |  | 省令第213条の22（第92条第2項準用） |
| ３３　秘密保持 | (1) 従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らしていないか | 条例第170条の20（第26条第1項） | ・就業時の取り決め等の記録  ・利用者（家族）の同意に関する記録 | 適・否 | 省令第213条の22（第36条第1項準用） |
| (2) 従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 | 条例第170条の20（第26条第2項） | 適・否 | 省令第213条の22（第36条第2項準用） |
| (3) 他の事業者等に対して、利用者又は当該利用者の家族に関する情報を提供する場合は、あらかじめ文書により当該利用者又は当該利用者の家族の同意を得ているか。 | 条例第170条の20（第26条第3項） | ・個人情報使用の同意書等 | 適・否 | 省令第213条の22（第36条第3項準用） |
| ３４　情報の提供等 | (1) 居宅介護等を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。 | 規則第138条の13（第22条第1項準用） | ・情報提供に関する書類 | 適・否 | 省令第213条の22（第37条第1項準用） |
| (2) 広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。 | 規則第138条の13（第22条第2項準用） | ・パンフレット等  ・ポスター・広告等 | 適・否 | 省令第213条の22（第37条第2項準用） |
| ３５　利益供与等の禁止 | (1) 一般相談支援事業を行う者、特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者又はその管理者若しくは従業者等に対し、利用者又は当該利用者の家族に対して当該事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 | 条例第170条の20（第27条第1項準用） | ・事業所の自己点検項目 | 適・否 | 省令第213条の22（第38条第1項準用） |
| (2) 一般相談支援事業を行う者、特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者又はその管理者若しくは従業者から、利用者又は当該利用者の家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。 | 条例第170条の20（第27条第2項準用） |  | 適・否 | 省令第213条の22（第38条第2項準用） |
| ３６　苦情解決 | (1) 利用者又は当該利用者の家族からの居宅介護に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じているか。 | 条例第170条の20（第28条第1項準用） | ・運営規定 | 適・否 | 省令第213条の22（第39条第1項準用） |
| (2) (1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。 | 条例第170条の20（第28条第2項準用） | ・苦情に関する記録 | 適・否 | 省令第213条の22（第39条第2項準用） |
| (3) 利用者に対して提供した居宅介護等に関し、法第10条第１項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは設備・帳簿その他の物件の検査に応じ、及び利用者等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めているか | 条例第170条の20（第28条第3項準用） | ・指導等に関する記録 | 適・否 | 省令第213条の22（第39条第3項準用） |
| (4) 利用者に対して提供した居宅介護等に関し、法第11条第2項の規定により知事が行う報告若しくは居宅介護の提供記録・帳簿その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者等からの苦情に関して知事が行う調査に協力するとともに、知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めているか | 条例第170条の20（第28条第4項準用） |  | 適・否 | 省令第213条の22（第39条第4項準用） |
| (5) 提供した居宅介護等に関し、法第48条1項の規定により知事又は市町長が行う報告若しくは帳簿その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは検査に応じているか。及び利用者等からの苦情に関して知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めているか | 条例第170条の20（第28条第5項準用） | ・指導に関する記録 | 適・否 | 省令第213条の22（第39条第5項準用） |
| (6) 知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、(3)～(5)の改善の内容を知事、市町村又は市町村長に報告しているか。 | 条例第170条の20（第28条第6項準用） |  | 適・否 | 省令第213条の22（第39条第6項準用） |
| (7) 運営適正化委員会が社会福祉法第85条の規定により行う調査又はあっせんに協力するよう努めているか。 | 条例第170条の20（第28条第7項準用） |  | 適・否 | 省令第213条の22（第39条第7項準用） |
| ３７　事故発生時の対応 | (1) 利用者に対する居宅介護等の提供により事故が発生した場合は、県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 | 条例第170条の20（第29条第1項） | ・連絡マニュアル  ・再発防止のための措置に関する記録 | 適・否 | 省令第213条の22（第40条第1項準用） |
| (2) 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。 | 条例第170条の20（第29条第2項） | ・事故等発生状況報告書  ・業務日誌 | 適・否 | 省令第213条の22（第40条第2項準用） |
| (3) 利用者に対する居宅介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。 | 条例第170条の20（第29条第3項） |  | 適・否 | 省令第213条の22（第40条第3項準用） |
| ３８　虐待の防止 | 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じているか。  ① 当該施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。  ② 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施すること。  ③ ①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 | 条例第170条の20（第29条の2第1～3号準用） | ・委員会の議事録等  ・研修の記録等  ・担当者の任命記録等 | 適・否 | 省令第213条の22（第40条の2第1～3号準用） |
| ３９　会計の区分 | 事業所ごとに経理を区分するとともに、居宅介護等の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。 | 規則第138条の13（第23条準用） | ・会計関係書類 | 適・否 | 省令第213条の22（第41条準用） |
| ４０　地域との連携等 | 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。 | 規則第138条の13（第41条準用） | ・地域交流に関する記録 | 適・否 | 省令第213条の22（第74条準用） |
| ４１　記録の整備 | (1) 管理者、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。 | 条例第170条の20（第58条第1項準用） | ・従業者、設備・備品、会計に関する記録 | 適・否 | 省令第213条の22（第75条第1項準用） |
| (2) 利用者に対する共同生活援助の提供に関する次の記録を整備し、当該指共同生活援助を提供した日から５年間保存しているか。  ①共同生活援助の提供の記録  ②共同生活援助計画  ③市町村への通知に係る記録  ④身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録  ⑤苦情内容等の記録  ⑥事故の状況及び事故に対して採った処置についての記録 | 条例第170条の20（第58条第2項準用）  規則第138条の13（第32条第1～6号準用） | 左記①～⑥の保管状況等の聴取 | 適・否 | 省令第213条の22（第75条第2項準用） |
| 第５　変更の届出 | (1)当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条の23にいう事項に変更があったとき、又は休止した当該共同生活援助の事業を再開したときは、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。 |  | ・変更届  ・休止届  ・その他適宜必要と認める資料 | 適・否  該当なし | 法第46条第1項  施行規則第34の23第1項 |
| (2)当該共同生活援助の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出ているか。 |  | 適・否  該当なし | 法第46条第1項  施行規則第34の23第2項 |

（凡　例）

条例・・・三重県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年三重県条例第21号）

規則・・・三重県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年三重県規則第66号）

省令・・・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準

（平成18年厚生労働省令第171号）

法・・・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）

施行令・・・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 （平成18年政令第10号）

施行規則・・・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則 （平成18年厚生労働省令第19号）